

令和 8 年度第 1 回岩手県国民健康保険運営協議会

令和 8 年度国民健康保険特別会計の 財源不足への対応について

令和 8 年 6 月 16 日

岩手県保健福祉部健康国保課



1 事案の概要

(1) 本県における影響の概要

- ・ 国保特会の令和8年度歳入現計額が、前期高齢者交付金は過大に、納付金は過小に算定されていることが厚生労働省からの説明により判明した。
- ・ 実際の前期高齢者交付金は正しい算定額で交付されることとなっており、納付金は既に決定したとおりであることから、約10億円の財源不足が発生する見込み。

(2) 発生原因

前期高齢者交付金や納付金を算定するために県が使用するシステムについて、厚生労働省が制度改正に伴う改修をしていなかったことにより、算定誤りが生じたもの。

(3) 国が求める都道府県の対応

財源不足分が生じる場合は、財政安定化基金を取り崩して対応する。

(参考) 令和8年度岩手県国民健康保険特別会計の財源不足の概要

(R8歳入現計額)		(正しい算定額)
前期高齢者交付金 437億円	↓ 10億円 (財源不足)	前期高齢者交付金 427億円
納付金 277億円		納付金 287億円
公費負担等 322億円		公費負担等 322億円

2 国保財政安定化基金の状況

令和7年度末残高見込：約41億円

3 令和8年度納付金における留保分の状況

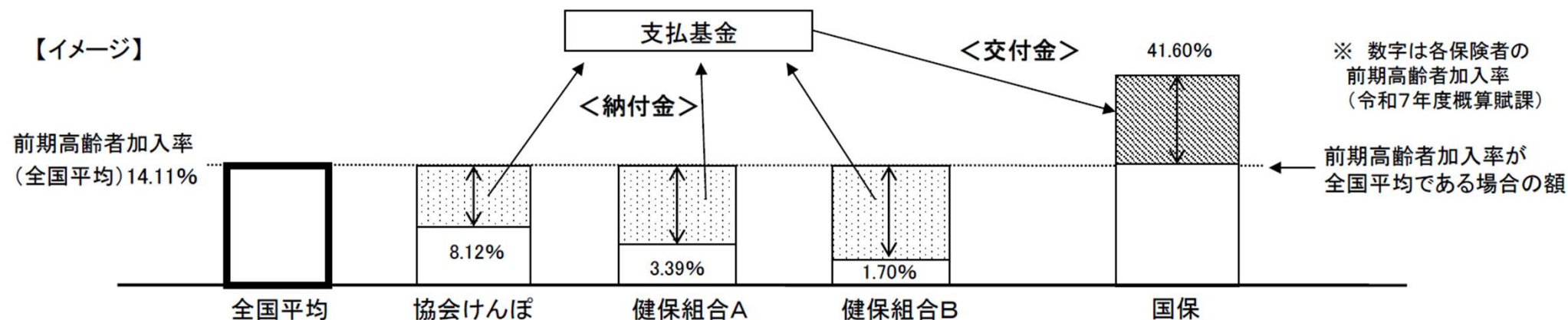
医療費の伸び等に対応するため、令和8年度納付金算定において約6億円の留保分を計上している。

4 今後の対応

- (1) 最終的な不足見込額に対し、国保財政安定化基金から繰り入れを行うことも含めて検討する。
- (2) 国に不足額の補てんを働きかけていく。

【参考】前期高齢者交付金の算定方法の改正

○ 前期高齢者交付金とは、保険者間で高齢者が偏在することによる負担の不均衡を是正するため、国保・被用者保険の各保険者が前期高齢者加入率に応じて費用を負担するよう調整を行うもの。



○ 令和5年法改正により、毎年度の給付費水準がばらつくことによる変動を縮小するため、前期高齢者交付金の算定に用いる調整対象給付費額について、「単年」の実績を用いる方法から「3か年平均」の実績を用いる算定方法に変更されたが、改正後の算定方法を反映させるためのシステム改修がされていないもの。

前期高齢者交付金 =

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{当該保険者の前} \\ \text{期高齢者給付費} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{前期高齢者に係る} \\ \text{後期高齢者支援金} \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{当該保険者の前} \\ \text{期高齢者給付費} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{前期高齢者に係る} \\ \text{後期高齢者支援金} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{前期高齢者加入率} \\ \text{の全国平均} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{当該保険者の前期} \\ \text{高齢者加入率} \\ \hline \end{array}}$$

【改正前】 単年実績を用いて算定

【改正後】 3年平均実績を用いて算定

【改正前】 単年実績を用いて算定

【改正後】 3年平均実績を用いて算定